

2019  
6/17

# 小規模の介護・保育法人

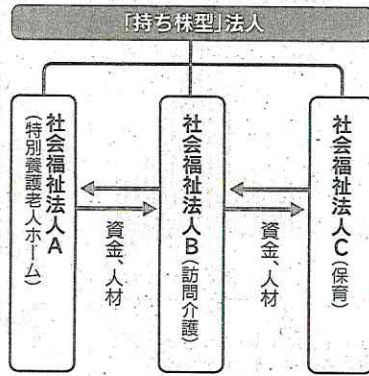
# 持ち株型で一体運営

厚生労働省は規模の小さい介護や保育の法人に連携を促すための新たな制度を設ける方針だ。企業の持ち株会社に近い方式で複数の法人を1つの法人にぶらさげ、人材や資金を融通して使えるようにする。こうした法人は全国で2万を超え、非効率な運営になっている面がある。経営基盤を強化して、サービスの充実にもつなげる。

# 人材・資金を融通

新たな制度の対象は社ごの高齢者向けや、児童手にかけている。1つの法人は企業の売上高に合わせた施設を運営する。あたる収益が年3億円未満の法人だ。特別養護施設・保育所といった老人ホーム・訪問介護などとも向けサービスを展開することが多く、半数以上満ちている。

社会福祉法人の再編イメージ



こうした小規模な社会福祉法人が連携するため、持ち株会社のような機能を有する別法人を立ち上げることを認める。それぞれ社会福祉法人は別法人にぶらさがる形になる。夏までに具体策をまとめ、早ければ2020年の通常国会に社会福祉法関連法の改正案を出す。

現在の制度はこうした再編を想定していない。社会福祉法人が合併することはできるが、統合時の会計処理などが難しく、年10〜20件程度にとどまっている。持ち株会社型なら社会福祉法人ごとの独立性も保たれるため、経営者も前向きに考えやすくなる。

厚生労働省が事実上の再編を急ぐ背景には、人手不足と投資効率の悪さがある。介護職の有効求人倍率は18年度に3・90倍となっており、新規の採用は難しい。限られた人材を効率よく活用する必要性に迫られている。一方、法人税が非課税になる社会福祉法人は資金を外に出すことを制限する。新たな制度ではグループ内にある法人間では資金のやりとりを認める方向だ。施設を増やす必要がある首都圏の保育所に資金を回すといった取り組みができる。

医療の分野では17年から、複数の病院を一体運営する「地域医療連携推進法人」の仕組みが始まった。医療設備の効率的な導入や、医薬品の共同購入や病院ごとの機能的分担などで効果を上げている例がある。

厚生労働省は病院の事例を参考に、社会福祉法人のグループ化を進める。